

平成 2 9 年 臨時第 2 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 2 9 年 5 月 1 6 日

閉 会 平成 2 9 年 5 月 1 6 日

新 得 町 議 会

第 2 回臨時町議会会議録目次

第 1 日（29. 5. 16）

○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	5
○諸般の報告（第 1 号）	5
○行政報告	5
○日程第 3 報告第 5 号 平成 28 年度新得町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
○日程第 4 報告第 6 号 平成 28 年度新得町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
○日程第 5 議案第 25 号 専決処分の承認について（町税条例の一部を改正する条例の制定について）	7
○日程第 6 議案第 26 号 専決処分の承認について（過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	9
○日程第 7 議案第 27 号 専決処分の承認について（平成 28 年度新得町一般会計補正予算）	10
○日程第 8 議案第 28 号 専決処分の承認について（平成 28 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算）	11
○日程第 9 議案第 29 号 専決処分の承認について（平成 28 年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算）	12
○日程第 10 議案第 30 号 専決処分の承認について（平成 28 年度新得町介護保険特別会計補正予算）	13

○日程第 1 1	議案第 3 1 号	専決処分の承認について（平成 2 8 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算）	1 4
○日程第 1 2	議案第 3 2 号	専決処分の承認について（平成 2 8 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算）	1 4
○日程第 1 3	議案第 3 3 号	物品購入契約の締結について（雪寒建設機械整備事業）	1 5
○日程第 1 4	議案第 3 4 号	工事請負契約の締結について（サホロリバーサイド拡張整備工事）	1 7
○日程第 1 5	議案第 3 5 号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
○日程第 1 6	議案第 3 6 号	平成 2 9 年度新得町一般会計補正予算	2 0
○日程第 1 7	議案第 3 7 号	平成 2 9 年度新得町水道事業会計補正予算	2 1
○閉会の宣告			2 2

平成 2 9 年第 2 回新得町議会臨時会

平成 2 9 年 5 月 1 6 日（火曜日）午前 1 0 時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第 1 号）
		行政報告
3	報 告 第 5 号	平成 2 8 年度新得町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
4	報 告 第 6 号	平成 2 8 年度新得町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
5	議 案 第 2 5 号	専決処分の承認について（町税条例の一部を改正する条例の制定について）
6	議 案 第 2 6 号	専決処分の承認について（過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
7	議 案 第 2 7 号	専決処分の承認について（平成 2 8 年度新得町一般会計補正予算）
8	議 案 第 2 8 号	専決処分の承認について（平成 2 8 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算）
9	議 案 第 2 9 号	専決処分の承認について（平成 2 8 年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算）
1 0	議 案 第 3 0 号	専決処分の承認について（平成 2 8 年度新得町介護保険特別会計補正予算）

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1 1	議 案 第 3 1 号	専決処分の承認について（平成28年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算）
1 2	議 案 第 3 2 号	専決処分の承認について（平成28年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算）
1 3	議 案 第 3 3 号	物品購入契約の締結について（雪寒建設機械整備事業）
1 4	議 案 第 3 4 号	工事請負契約の締結について（サホロリバーサイド拡張整備工事）
1 5	議 案 第 3 5 号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
1 6	議 案 第 3 6 号	平成29年度新得町一般会計補正予算
1 7	議 案 第 3 7 号	平成29年度新得町水道事業会計補正予算

○会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告（第1号）
	行政報告
報告第 5号	平成28年度新得町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 6号	平成28年度新得町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
議案第25号	専決処分の承認について（町税条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第26号	専決処分の承認について（過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第27号	専決処分の承認について（平成28年度新得町一般会計補正予算）
議案第28号	専決処分の承認について（平成28年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算）
議案第29号	専決処分の承認について（平成28年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算）
議案第30号	専決処分の承認について（平成28年度新得町介護保険特別会計補正予算）

議案第 3 1 号	専決処分の承認について（平成 2 8 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算）
議案第 3 2 号	専決処分の承認について（平成 2 8 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算）
議案第 3 3 号	物品購入契約の締結について（雪寒建設機械整備事業）
議案第 3 4 号	工事請負契約の締結について（サホロリバーサイド拡張整備工事）
議案第 3 5 号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 6 号	平成 2 9 年度新得町一般会計補正予算
議案第 3 7 号	平成 2 9 年度新得町水道事業会計補正予算

○出席議員（11人）

1 番	長 野 章	議員	2 番	村 田 博	議員
4 番	佐 藤 幹 也	議員	5 番	貴 戸 愛 三	議員
6 番	若 杉 政 敏	議員	7 番	湯 浅 真 希	議員
8 番	廣 山 輝 男	議員	9 番	柴 田 信 昭	議員
1 0 番	吉 川 幸 一	議員	1 1 番	高 橋 浩 一	議員
1 2 番	菊 地 康 雄	議員			

○欠席議員（1人）

3 番	湯 浅 佳 春	議員
-----	---------	----

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	浜 田 正 利
教 育 長	武 田 芳 秋
監 査 委 員	下 浦 光 雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	田 中 透 嗣
総 務 課 長	渡 辺 裕 之
地 域 戦 略 室 長	東 川 恭 一
町 民 課 長	鈴 木 貞 行
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一
施 設 課 長	初 山 一 也
産 業 課 長	石 塚 将 照
税 務 出 納 課 長	若 原 俊 隆
児 童 保 育 課 長	中 村 勝 志
消 防 署 長	増 田 和 彦

総務課長補佐	広田正司
産業課長補佐	福岡浩之
児童保育課長補佐	桂田聡
庶務防災係長	小林健利
財政係長	小桑野恒雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学校教育課長	佐藤博行
社会教育課長	岡田徳彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事務局長	岡村力蔵
------	------

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	金田将
書記	菊地克浩

◎開 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日の欠席届け出議員は、3番、湯浅佳春議員の1人です。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成29年臨時第2回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、6番、若杉政敏議員、7番、湯浅真希議員を指名いたします。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

◎諸般の報告（第1号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 3月2日、定例第1回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

4ページ下段であります。4月12日に新得高等支援学校2期生の入学式が挙行されました。本年は定員と同数の16名の入学でありまして、2年生9名と合わせて25名が在籍し、教職員25名体制でスタートしているところであります。

今後の問題でありますけれども、卒業後の対応につきまして、学校含め関係するかたがたと協議を進めていきたいというふうに考えております。

次に5ページであります。4月12日、日本バンディ連盟高村さんが来庁されました。バンディという聞いたことがないような名前ではありますが、サッカーとアイスホ

ッケーを組み合わせたような、そういうスポーツであります。

今回、来庁の目的は、新得農協に勤務をしております職員が、バンディの全日本の選手として世界大会に出場しております。これが縁になりまして、新得町を日本バンディの拠点になるよう、今後執り進めていきたいというお話しがあり、関係するかたがたと今、協議を進めているところでありまして、詳細等が固まり次第、関係するかたがたを含め、議会とまた相談させていただきたいというふうに思っております。

次に8ページ、4月27日であります。根室本線対策協議会の総会に議長とともに初めて出席をさせていただきました。新得町においては、本年1月18日に加入したところでありまして、構成メンバーは富良野市を中心に4市2町1村の7自治体からなっております。

ご承知のとおり、根室本線の問題取り上げられておりまして、沿線の各自治体と今後の対応を進めていくわけでありますけれども、当面、事務方のほうでさまざまな観点から議論を深め、協議会としての方向性について定めていくというふうになっております。

根室本線の問題につきましては、新得町も当然でありますけれども、関係するかたがたといろんな角度からまた議論を深めて存続に向けて対応していきたいというふうに考えております。

次に災害関連であります。3月29日に災害の検証の報告ということで町内会長会議を開催してきたところでありまして、今後の対応につきまして、いろんな反省点を含め、少しでも不安のない対応というものを取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に復旧復興に関する工事でありますけれども、予算措置として41本の工事契約を予定しておりまして、現在で16本、工事の発注を終わっているところであります。本年の予算につきましては、3月末までに全て工事が完了するということで予算執行を進めていきたいというふうに思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 報告第5号 平成28年度新得町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◎菊地康雄議長 日程第3、報告第5号、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、新得町一般会計繰越明許費にかかる計算書の報告がありましたが、お手もとに配布したとおりであります。

この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第5号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第4 報告第6号 平成28年度新得町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◎菊地康雄議長 日程第4、報告第6号、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、新得町公共下水道事業特別会計繰越明許費にかかる計算書の報告がありましたが、お手もとに配布したとおりであります。

この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第6号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第5 議案第25号 専決処分の承認について（町税条例の一部を改正する条例の制定について）

◎菊地康雄議長 日程第5、議案第25号、専決処分の承認についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。若原税務出納課長。

[若原俊隆税務出納課長 登壇]

◎若原俊隆税務出納課長 議案第25号、専決処分の承認についてご説明いたします。13ページをお開きください。

下段にある改正理由でございますが、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

法律等が平成29年3月31日に公布され、同日に条例を公布、施行するため、専決処分により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページを御覧ください。

改正内容につきましては、1点目が法律改正にあわせての改正でありまして、第33条では、町民税の所得割の課税標準について、課税方式を決定できることを明確化するものであります。

第48条では、法人町民税の申告納付について、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備するものであります。

第50条では、法人町民税に係る不足税額の納付の手続きについて、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備するものであります。

第61条の2では、わがまち特例の割合を定める規定を整備するものでありまして、児童福祉法の規定による認可を得たものが、直接当該事業の用に供する家屋および償却資産について、固定資産税の減額措置を規定するものでありまして、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業につきまして、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定めるとされたもので、本町においても、参酌すべき割合の2分の1を適用するものであります。

第63条の2では、固定資産税で居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するものであります。

第63条の3では、固定資産税で被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を整備するものであります。

第74条の2では、固定資産税で被災住宅用地の申告について、被災市街地復興推進地域に定められた場合には震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設の規定を整備するものであります。

附則第8条では、町民税で肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を平成33年度まで3年間延長するものであります。

附則第10条では、法附則第15条から第15条の3の2までの適用がある各年度分の固定資産について読み替え規定であります。

附則第16条では、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を平成31年3月31日まで2年延長するものであります。

附則第16条の3では、町民税の特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。

附則第17条の2では、町民税で優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を平成32年度まで3年間延長するものであります。

附則第20条の2では、町民税の特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。

附則第20条の3では、町民税で特定配当等に係る所得について、課税方式を決定できることを明確化するものであります。

平成29年改正附則第2条では、附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備であります。

2点目として、法律改正にあわせての改正および新設であります。附則第10条の2では、わがまち特例の割合を定める規定の整備でありまして、電気事業法に定める一般送配電事業者、電気通信事業法に定める電気通信事業者その他政令で定めるものが設備する固定資産税、農地中間管理機構が取得した土地の固定資産税の減額措置について規定するものであります。

道地域防災計画に記載された緊急輸送道路の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等につきましては、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定めるとされたものでありますので、参酌すべき割合の2分の1を適用するものであります。

農地中間管理機構が取得した土地で、中間管理権の存続が10年以上のものにつきましては、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定めるとされたものでありますので、参酌すべき割合の3分の2を適用するものであります。

法附則第15条第40項に規定するフロン類を使用する固定資産税の減免を廃止するものであります。

3点目は、法規定の新設および法律改正にあわせての改正でありまして、第61条では、固定資産税の課税標準について、震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものであります。

4点目は、法規定の新設にあわせての新設および改正でありまして、附則第10条の3では、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する、固定資産税の減額を受けようとするものが提出する申告書について規定をするものであります。

5点目は、法規定の新設にあわせての新設でありまして、附則第16条の2では、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定するものであります。

6点目は、規定の整備でありまして、第34条の9では、第33条の改正に伴いまして、平成26年改正附則第6条、平成29年改正附則第3条では、附則第16条の改正に伴いまして、所要の規定の整備をするものであります。

11ページに戻っていただきまして、附則につきましては、第1条で施行期日を、第2

条では町民税、第3条では固定資産税、第4条では軽自動車税に関する経過措置について規定しております。第5条では平成26年条例第6号の条文を整備しております。

条例本文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願い申し上げます。

[若原俊隆税務出納課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第25号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第25号はこれを承認することに決しました。

◎日程第6 議案第26号 専決処分の承認について（過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第26号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。若原税務出納課長。

[若原俊隆税務出納課長 登壇]

◎若原俊隆税務出納課長 議案第26号、専決処分の承認についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

上段にある改正理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、地方税の課税免除の対象となる家屋や償却資産の取得の日を4年間延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

今回の専決処分につきましては、省令が平成29年3月31日に公布され、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例が、平成29年3月31日で効力を失うことになっておりましたので、同日に条例を公布、施行するため、専決処分により議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正内容につきましては、第1条では、過疎地域自立促進特別措置法第31条の適用を受ける家屋や償却資産の対象について情報通信技術利用事業が除外され、農林水産物等販売業が加えられたことによる規定の整備であります。

第2条では、租税特別措置法第12条第1項または第45条第1項の適用を受ける家屋や償却資産の取得の日を平成33年3月31日まで4年間延長するものであります。

2ページに戻っていただきまして、附則につきましては、施行期日および経過措置について規定しております。

条例本文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願い申し上げます。

[若原俊隆税務出納課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第26号を採決いたします。
本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第26号はこれを承認することに決しました。

◎日程第7 議案第27号 専決処分の承認について（平成28年度新得町一般会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第27号、専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。
[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第27号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。
次のページをお開きください。

専決処分書、平成28年度新得町一般会計補正予算、専決第3号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億97万4,000円を追加し、予算の総額を90億7,021万4,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更によるものでございます。

6ページをお開きください。

6ページから7ページの第2表、地方債補正は、起債対象額の確定に伴う限度額の変更でございます。

15ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正は、決算見込みおよび歳入額の確定に伴う財源整理を全般にわたり行っております。

財源移動以外のものについてご説明を申し上げます。

2款、総務費、減債基金費、25節、積立金では、今後の起債償還の財源対策として、減債基金積立金を増額してございます。

3款、民生費の福祉対策費、20節、扶助費は、実績見込みにより減額してございます。

1枚めくりまして、16ページ、28節、繰出金から、19ページ下段の14款、災害復旧費、28節、繰出金まで、決算見込みに基づき国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険、簡易水道事業、公共下水道事業の各特別会計への繰出金を減額、増額の補正を行っております。

9ページ、歳入にお戻り願います。

2款、地方譲与税から、10ページ下段の10款、地方交付税までの各款では、交付額の確定に伴い、それぞれ増額、減額の補正を行っております。

11ページに移りまして、14款、国庫支出金、公共土木施設災害復旧費補助金では、補

助率の変更および補助対象事業の追加に伴い河川等災害復旧事業補助金の増額を、災害廃棄物処理に係る補助として災害等廃棄物処理事業補助金を新たに計上してございます。

15款、道支出金では、繰出金および事業費の確定に伴い、それぞれ減額、増額の補正をしてございます。

1枚めくりまして、18款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、保健・医療・福祉基金繰入金、公共施設整備基金繰入金をそれぞれ減額してございます。

20款、諸収入、還付金及び返還金では、繰出金の確定および災害復旧に係る財源調整のため、高額療養費返還金、備荒資金還付金をそれぞれ減額してございます。

13ページに移りまして、13ページから14ページでの、21款、町債では、起債対象額の確定に伴い、限度額の変更を行ってございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第27号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第27号はこれを承認することに決しました。

◎日程第8 議案第28号 専決処分の承認について（平成28年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第28号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第28号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

専決処分書、平成28年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,753万4,000円を減額し、予算の総額を8億6,199万3,000円とするものでございます。

9ページ、歳出をお開きください。

1款、総務費、13節、委託料では、額の確定に伴い共同電算処理委託料を減額してございます。

9ページから10ページの2款、保険給付費、11ページ、3款、後期高齢者支援金、6款、共同事業拠出金、12ページ、7款、介護納付金まで、医療費などの実績による減額

と、財源の移動をそれぞれ各項目で行ってございます。

6 ページ、歳入にお戻り願います。

1 款、国民健康保険税では、決算見込みにより増額してございます。

6 ページ下段から 7 ページにかけての 2 款、国庫支出金、3 款、療養給付費交付金、5 款、道支出金、6 款、共同事業交付金では、実績および交付決定に基づき、それぞれ減額、増額の補正をしてございます。

7 ページ下段から 8 ページにかけての 8 款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金の各項目をそれぞれ減額、増額の補正をしてございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

〔田中透嗣副町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第28号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第28号はこれを承認することに決しました。

◎日程第 9 議案第 29 号 専決処分の承認について（平成 28 年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第 9、議案第29号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

〔田中透嗣副町長 登壇〕

◎田中透嗣副町長 議案第29号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

専決処分書、平成28年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算、専決第 1 号について、地方自治法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ339万5,000円を減額し、予算の総額を8,928万1,000円とするものでございます。

7 ページ、歳出をお開きください。

2 款、広域連合納付金では、広域連合の決算見込みにより、事務費、保険料、保険基盤安定分の減額と、補正に伴う財源の移動を行ってございます。

6 ページを御覧ください。

2 款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を減額してございます。

3 款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第29号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第29号はこれを承認することに決しました。

◎日程第10 議案第30号 専決処分の承認について（平成28年度新得町
介護保険特別会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第30号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第30号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

専決処分書、平成28年度新得町介護保険特別会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ586万7,000円を減額し、予算の総額を6億8,792万6,000円とするものでございます。

7ページ、歳出をお開きください。

7ページから8ページの2款、保険給付費では、実績による減額と財源の移動をそれぞれ各項目で行ってございます。

6ページの歳入を御覧ください。

2款、国庫支出金の介護給付費負担金、調整交付金では、実績見込みおよび交付決定に基づき、それぞれ減額してございます。

6款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金をそれぞれ減額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第30号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第30号はこれを承認することに決しました。

◎日程第11 議案第31号 専決処分の承認について（平成28年度新得町
簡易水道事業特別会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第11、議案第31号、専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

〔田中透嗣副町長 登壇〕

◎田中透嗣副町長 議案第31号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

専決処分書、平成28年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第1号について、
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳
出それぞれ133万円を減額し、予算の総額を5,992万3,000円とするものでございます。

7ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費の一般管理費、13節、委託料、27節、公課費では、事業の確定により、
それぞれ減額をしてございます。

6ページ、歳入を御覧ください。

1款、使用料及び手数料では決算見込みにより、2款、道支出金では額の確定により、
それぞれ増額、減額の補正をしてございます。

3款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金、基準繰入を
減額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

〔田中透嗣副町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第31号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第31号はこれを承認することに決しました。

◎日程第12 議案第32号 専決処分の承認について（平成28年度新得町
公共下水道事業特別会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第12、議案第32号、専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

〔田中透嗣副町長 登壇〕

◎田中透嗣副町長 議案第32号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

専決処分書、平成28年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ210万円を減額し、予算の総額を3億451万円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更によるものでございます。

5ページをお開きください。

第2表、地方債補正は、事業費の確定に伴う限度額の変更でございます。

8ページ、歳出をお開き願います。

1款、事業費の一般管理費、27節、公課費では額の確定により、事業費の14節、使用料及び賃借料、15節、工事請負費では事業の確定により、それぞれ減額をしてございます。

7ページ、歳入にお戻りください。

1款、分担金及び負担金では決算見込みにより、3款、国庫支出金では額の確定により、それぞれ増額、減額の補正をしてございます。

4款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、補てんの繰入および災害補てん繰入をそれぞれ減額、増額の補正をしてございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第32号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第32号はこれを承認することに決しました。

◎日程第13 議案第33号 物品購入契約の締結について（雪寒建設機械整備事業）

◎菊地康雄議長 日程第13、議案第33号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第33号、物品購入契約の締結についてご説明いたします。

1. 契約の目的。雪寒建設機械整備事業、小型ロータリー購入でございます。
2. 購入契約をする物品名及び数量。小型ロータリー除雪車1.3メートル級、1台。
3. 型式。HTR86。
4. 契約の方法。3社による指名競争入札でございます。
5. 契約の金額。2,343万6,000円でございます。

6. 契約の相手方といたしまして、帯広市西20条北1丁目3番32号、株式会社中島自工、代表取締役 中島慎司。

なお、納期は平成29年11月30日としてございます。

次のページに資料といたしまして、外観四面図を掲載しております。

今回の購入は、平成15年度購入の小型ロータリーの更新でございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 今、ご説明いただいたような気がしたんですけれども、これ、今まで使っているロータリーは何年使われているのか。今、説明受けたかなと思うんですけれども、もう1回お願いします。

それと、この小型ロータリー、下取り価格というのはいくらなのか。またこの下取りを中島自工と話し合う前に、町内企業にこのロータリーがいるかいないかの発信をされたかどうか、この3点、お願いいたします。

◎菊地康雄議長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。今回更新する小型ロータリーは平成15年に購入したものでありますので、14年経過したものとなっております。

古いロータリーの下取り価格につきましては、消費税込みで21万6,000円となっております。

このロータリーを下取りに出す前に町内のほうと協議したかということにつきましては、今、確認をさせていただきたいと思います。後ほどお答えしたいと思います。

◎菊地康雄議長 10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 こういう機械は、一応、下取り価格はあつてないような鉄くずみたいな金額だろうと、私は想像していたんですよね。やはり全機械を町内企業にいるかいないかの案内は私は出したほうがいいと、前にもこれは発言して、何台かは町内の業者を買ってもらったのはあると思うんです。

今、調べますというのは、町内企業に発信していないと、私は想像するんですけれども、これはこれ、この次からもしか発信していなかったら、発信してもらいたいと思うけれども、答えどうですか。

◎菊地康雄議長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。これまでもダンプですとかトラック等、町内で使われると思われるものにつきましては、町内のほうにお話しをさせていただいて、入札とは別に下取りというか、購入していただくというような手順で進めているところです。

今回の案件については、確認をさせていただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 ほかに。1番、長野議員。

◎長野章議員 お伺いします。この機械は草刈り機も併用している。雪寒で対象になるのか、アタッチメントは別にまた購入しないとならないのか。その辺、どのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

さきほどの吉川議員からもお話しがあったように、この機械、草刈りもできるので、そういうふうになると町内でひょっとしたら、壊れているのかどうか分かりませんけれ

ども、需要があるのではないかなというふうに思うので、もう少し、どういう機械が町内にあれなのかというのは研究されたほうがいいのかないかなというか、誰もいなければ当然そういうふうになるわけですが、21万円という下取りですから、前回のグレーダーと違って何百万円というふうになればまた変わってくるんでしょうけれども、そういった中では、しっかり町内に下ろしていったほうがいいのかないかなというふうに思います。

草刈りについて雪寒になるのかどうか、その辺お聞かせください。

◎菊地康雄議長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 今、持ち合わせの資料がございませんので、後で確認をしてお答えしたいと思います。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第33号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第34号 工事請負契約の締結について（サホロリバーサイド拡張整備工事）

◎菊地康雄議長 日程第14、議案第34号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第34号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1. 契約の目的。サホロリバーサイド拡張整備工事、2期工事でございます。

2. 契約の方法。2企業体による指名競争入札でございます。

3. 契約の金額、1億4,904万円でございます。

4. 契約の相手方といたしまして、植村・岩野特定建設工事共同企業体、代表者、新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社、代表取締役社長 植村高愛。

構成員といたしまして、新得町3条南1丁目5番地、株式会社岩野建設、代表取締役社長 岩野光一。

なお、工期は平成30年1月30日としてございます。

次のページに資料といたしまして、平面図および土工図を掲載しております。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 ひょっとしたら的外れな質問かもしれませんが、駐車場の敷地

ですけれども、前に議員協議会で、私は砂利じゃなくて舗装にしたほうがいいという主張をしていて舗装になるのかなと思っていたけれども、何か黄色い線は砂利のような表現方法みたいですが、どうなのでしょう。

◎菊地康雄議長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 お答えいたします。図面で申し上げますと、グレーの部分がアスファルト舗装にする予定の部分でございまして、台数にして、北側のひまわり荘だった部分につきましては、約50台分でございます。

管理棟の横でございますけれども、これも一部アスファルト舗装を予定しておりまして、約10台分でございます。

黄色い部分につきましては、砂利敷きというふうに予定しておりまして、北側でございますと約120台分でございます。管理棟側も20台分ぐらい考えております。以上です。

◎菊地康雄議長 10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 私は砂利でそのまま舗装するのと、どのくらいの金額の差というのもそのときにご質問しているはずなんですよね。議員協議会です。

私は、管理棟のあるところも、砂利床ですと車の止め方そのものもなんぼテープを引いたりなんかしても、その都度どこに止めていいのか、最初に止めた人が縦に置くのか、横に置くのか決定するだけで、この図面では横に置くようにはなっているけれども、やはり今は砂利が飛び散るよりも、舗装にしたほうが私はいっているんだけれども、何で砂利にこだわるのか。それから、どのくらいの予算が違うのか。これからでも遅くはないと思うんです。答弁をお願いします。

◎菊地康雄議長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 確かに全面アスファルトの舗装にしたほうがいいのではないかとこのご意見をいただいていたところでもございましたけれども、通常、使用する面積はこの程度アスファルトにしておけばよいのではないかとこの判断でございまして、全ての面積を駐車する行事といいますと、年にそれほど多くはないかなというふうに考えておりますので、日常的にアスファルトの部分で50台分ぐらいのスペースがあれば十分ではないかというふうな判断でございました。

アスファルトと砂利敷きの予算の違いについては、手持ちの資料がございませんので、後ほどご説明したいというふうに思っております。

◎菊地康雄議長 10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 考え方が違うかなと思っています。

私はこれくらいでいいかなというのは、予算もあるし、係の人の考え方だから尊重したとしても、人の意見も聞くのが正しいんじゃないかなと、私は思うんです。これ、管理棟のところの舗装を全部するのと、これ、縦の列まで、この図面でいえば左サイドが舗装しないまでも、やはりこれからでも遅くはないと思っているんだけれども、課長の答弁では同じかなと。それしか答弁できないのかなと思いますので、町長、答弁しますか。よろしくお願いします。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。私もさきほど課長のほうから言われたとおり、場合によって、大会によって、車の台数の違いはあるのかなということで、舗装する部分で通常はいいのかなとは思ってはいたんですが、今、吉川議員のお話しもありまして、今、舗装したらどのくらい差があるか出ませんけれども、砂利厚の関係も出

てくるかなと思いますので、ひょっとしたら結構差が出てくれば、また考えなければならぬかなと思いますけれども、どうか、当時私も財政やっていましたのであれですけれども、財政とも相談しながら、今後検討していくかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第34号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第35号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第15、議案第35号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。若原税務出納課長。

[若原俊隆税務出納課長 登壇]

◎若原俊隆税務出納課長 議案第35号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2 ページ上段の提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税額の低所得者に係る保険税軽減の拡充が図られたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容であります。第23条に係るもので、低所得者の国民健康保険税を軽減するため、軽減判定所得の基準を見直すものでございます。

改正前の5割軽減判定所得基準につきましては、33万円に被保険者の人数に26万5,000円を乗じて得た金額を加えた額が基準額でしたが、改正後は乗じる金額を27万円に改正するものです。

2人世帯を例にいたしますと、改正前は所得額が86万円を下回った場合が5割軽減の対象でしたが、改正によりこれが87万円を下回った場合となります。

次に2割軽減ですが、改正前の2割軽減判定所得基準につきましては、33万円に被保険者の人数に48万円を乗じて得た金額を加えた額が基準額でしたが、改正後は乗じる金額を49万円に改正するものです。

2人世帯を例にしますと、改正前は129万円を下回った場合が2割軽減の対象でしたが、改正後は131万円を下回った場合となります。

1 ページに戻っていただき、附則でございますが、第1条では施行期日として、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

第2条では適用区分として、改正後の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

条例本文の説明については省略させていただき、以上で説明を終了いたします。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[若原俊隆税務出納課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第35号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第36号 平成29年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第16、議案第36号、平成29年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第36号、平成29年度新得町一般会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,192万1,000円を追加し、予算の総額を69億5,122万1,000円とするものでございます。

8ページ、歳出をお開きください。

3款、民生費の保健福祉センター管理費、18節、備品購入費では、多目的ホール拡声器アンプの故障により、保健福祉センター用備品購入費を新たに計上してございます。

常設保育所費、15節、工事請負費では、保育所の入所児童の増加に伴う対応として、新得保育所トイレ改修工事費を新たに計上してございます。

9ページに移りまして、4款、衛生費の清掃センター管理費、11節、需用費では、埋立処分場ショベルの故障による修繕料を増額してございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。

6款、農林水産業費の農村総合整備事業費では、新規事業の実施額確定に伴い、13節、委託料および15節、工事請負費で予算の移動を行ってございます。

11ページに移りまして、10款、教育費の公民館費、18節、備品購入費では、公民館中ホール音響機器故障により、公民館用備品購入費を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、12ページをお開きください。

14款、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、14節、使用料及び賃借料では、堆積土砂除去等のため、建設機械借上料を新たに計上してございます。

15節、工事請負費では、西7線道路復旧のため、町道災害復旧工事費を増額してございます。

災害対応費では、災害対応用として、交際費および自動車借上料を新たに計上してございます。

6 ページ、歳入にお戻りください。

18款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を新たに計上してございます。

7 ページに移りまして、20款、諸収入では、災害復旧費の財源調整のため、備荒資金還付金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

〔田中透嗣副町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第36号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 7 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度新得町水道事業会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第17、議案第37号、平成29年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

〔田中透嗣副町長 登壇〕

◎田中透嗣副町長 議案第37号、平成29年度新得町水道事業会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、平成29年度新得町水道事業会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、資本的収入支出予定額について補正をするものでございます。

第3条では、起債の限度額について補正するものでございます。

第4条では、一時借入金の限度額について補正するものでございます。

2 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入では、第1款、資本的収入、第2項、企業債において、災害復旧事業債3,632万4,000円を増額し、第3項、補助金においては、災害復旧事業の国庫補助金7,264万8,000円を増額しております。

支出では、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費で工事請負費において、取水口災害復旧工事および取水部導水管災害復旧工事費1億897万2,000円を新たに計上してございます。

次の3ページから6ページにかけては、今回の補正に伴うキャッシュフロー計算書、予定貸借対照表の資料でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

〔田中透嗣副町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第37号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎菊地康雄議長 さきほどの長野議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、答弁をいただきます。初山施設課長。

◎初山一也施設課長 さきほどの長野議員の質問でございますが、今回の入札で草刈りのアタッチメントも町単費で見るということで、一緒に入札しております。

下取りについては、町内に声をお掛けしましたが、希望するかたがいなかったというような状況でございます。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 11時03分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時04分)

◎菊地康雄議長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 (発言の訂正)

◎菊地康雄議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、町長より特に発言の申し出がありますので、これを許します。浜田町長。

◎浜田正利町長 お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

7月執行予定の町長選挙に関しまして、今日まで後援会のかたがたと相談を進めてまいりました。結果、4期目の町政を担うために、立起すべきとの心の整理ができましたので、現職町長としての3期12年の評価に基づき、次期の町長にふさわしいかどうか、町民の皆様がたの審判を仰ぐため、本日この機会に正式に出馬表明をさせていただきます。

この後も町民各位の負託に応えられるよう、自分自身の志を高めるとともに、今まで以上に町民の皆様との対話に重きを置いて、努力を重ねてまいりたいと考えております。

日頃から特段のご指導をいただいております町議会議員の皆さんをはじめ、町民の皆様にさらなるご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。以上であります。

◎閉会の宣告

◎菊地康雄議長 以上をもって、平成29年臨時第2回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 11時06分)
